



## 小児医療費助成の所得制限を撤廃

概要	1歳から中学校卒業まで設けていた小児医療費助成制度の所得制限を令和5年4月1日から撤廃します。
内容	現行制度の対象者約13,200人に加え、新たに約1,500人が助成対象になります。 財政への影響として、令和5年度は約3,000万円増加する見込みです。令和4年度の小児医療費助成に係る予算は約4億2,500万円です。
申請手続き	助成対象となる世帯には、11月中旬以降に小児医療証交付申請書を送付します。 すでに申請済みで、所得制限により小児医療証が交付されていない世帯は、改めて申請する必要はありません。 なお、次の場合は対象外です。 <ul style="list-style-type: none"><li>・生活保護を受けている</li><li>・児童福祉法に基づく措置による医療を受給している</li><li>・心身障害者医療費の援助を受けている（ただし、医療費に係る一部負担金を支払わなければならない場合は除く）</li><li>・ひとり親家庭などの医療費助成を受けている</li></ul>
小児医療証の送付	新たに申請した世帯および所得制限により小児医療証が交付されていない世帯には、3月下旬に小児医療証を発送する予定です。 ※小児医療証は令和5年4月1日から使用可能。
問い合わせ先	健康部 医療課 医療給付係 TEL 046 (252) 7213 FAX 046 (252) 7043

